

発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野 英明
発言の会議	平成26年11月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

- 1 美術館改革の一つとしての「平成27年4月に美術館を教育委員会から市長部局へ移管する」ことを断念せざるを得なくなった問題について

私は「横須賀美術館の教育委員会から市長部局への移管という方向性」は正しかったと信じている。したがって「来年4月の実施」を断念せざるを得なかったことは、極めて残念だと受け止めている。

しかし、この4カ月間、全ての経緯を追いかけてきた私は「教育委員4名の判断は正しかった」と言わざるを得ない。今年8月、教育委員会定例会に「美術館運営改革プロジェクトチーム」の中間報告書が突然提出されたこと、それを受けて教育長を除く4名が戸惑いながら議論を始め、社会教育委員会議へ諮問し、社会教育委員会議での4回の議論と答申、答申を受けて改めて教育委員会での議論、その次の定例会では突然の「移管の撤回」の報告。「移管に賛成」の私でさえ、結論ありきのめちゃくちゃな進行方法に怒りを感じた。トップの方針である以上、このようなやり方に従わせられた美術館運営課をはじめ、現場の職員たちはあまりにも可哀想だと感じた。

今回の失敗の理由は3つだと私は分析している。市長・教育長

が①初めから「十分な議論ができない、結論ありきの強引なスケジュール設定」をしたこと、②「市長部局へ移管後の収支改善の具体的な目標値」を全く示さなかったこと、そして最も大きな原因として、③「市長・教育長のトップ2人が教育委員の皆さんとの十分な意思疎通をしてこなかったこと」である。

市長も今回の断念に至った経緯を素直に反省し、分析すべきだ。

そして、先送りした移管をゼロから仕切り直し、美術館の赤字を改善するためのハコモノ改革を着実にこなわねばならない。

(1) 失敗の原因の分析について

今回の失敗を分析して私は3つの原因を挙げたが、市長・教育長は「移管を先送りせざるを得なくなった理由」をそれぞれどのように分析しているのか。

(2) 市長・教育長と教育委員の皆さんの十分な意思疎通を図るための意見交換について

ア 市長は、教育委員4名の方々と「教育政策」を初め、「横須賀市の現状と課題、今後の目指すべき将来像、その実現のための政策」について、どれだけ意見交換や意思疎通ができていたのか。

「子どもが主役になれるまち」を掲げている市長のあらゆる政策は、教育委員の皆さんの理解なしに進めることはできない。担当部局の課長や職員ではなく、市長ご自身が教育委員の皆さんと電話でお話する、じかにお会いする、意見交換をする等の対話をこれまではどれだけの頻度で行ってきたのか。

それは十分だったと考えているのか。

また、今後はどのように対話の機会を持っていくという考えを持っているのか。

イ 教育長は、就任後、教育委員4名の方々と「教育政策」に関する対話を日常的に行っているのか。市長への先の質問と同じく、担当部局の課長や職員ではなく、教育長ご自身が教育委員の皆さんと電話でお話する、じかにお会いする、意見交換をする、こうした対話をこれまでどれだけの頻度で行ってきたのか。

それは十分だったと考えているのか。

また、今後はどのように対話の機会を持っていこうという考えを持っているのか。

- (3) なぜ「移管後の収支改善の目標」について、市長はみずから語らなかったのか

市長部局に移管することによって具体的にどう変わるのか、つまり「収支改善のイメージ」を社会教育委員・教育委員の多くが繰り返し示すように求めた。しかし、かつて経済部主導で実施された2回の試行事業は、事業者である電通から出されたあまりにもいいかげんな報告書を見ても分かるように、十分なデータが得られたとは思えない。それでも担当部局である美術館運営課は、何とか回答すべく、他都市の「市長部局が所管する美術館」のデータを集めるなどして推計値を出そうと懸命な取り組みを行ってきた。

しかし、担当部局が収支改善の推計値を示すことではなく、改革によってどうなるのかを示すのは市長が「政治的な目標」として示すべきものだと私は考えている。

「ハコモノ3兄弟」の改革について市長と私は繰り返し質疑を交わしてきたが、「長井海の手公園ソレイユの丘」に関しては明確に「指定管理料を半減させたい」といった答弁などで改革後の姿を示してきた。それにもかかわらず、今回の「美術館の市長部局への移管後の収支改善の目標」を、なぜ、市長はみずから示さなかったのか。

- (4) 今後の「美術館改革」のあり方について

ア 「美術館運営改革プロジェクトチーム」(2011年8月設置)の「中間報告書」をきっかけにスタートした一連の騒動をきちんと総括した上で、今後もプロジェクトチームの議論を継続していくべきだが、「最終報告書」の提出はいつを目指しているのか。また、いつまでに改革の結論を出すつもりなのか。

イ そもそも「市長部局への移管」は、「横須賀美術館」を「指定管理者制度へ移行」するための第一段階に過ぎないはずだと私は考えている。市長は「指定管理者制度への移行」に向けた検討を継続していくのか。

2 学童保育が直面している様々な課題に対して、「選ばれるまち」を目指す市長が取るべき本市の「公的責任」を果たす具体的な取り組みについて

- (1) 学童クラブへの補助金のあり方を、横浜市のように人件費を積み上げる形に改善すべきではないか

市内の大半の学童クラブにおいて、指導員の給与は最低賃金と同じかそれ以下、社会保険には加入できない、という極めて劣悪な労働条件にある。

その理由は、学童クラブに対する本市からの補助(放課後児童健全育成事業補助金)が少ないためであり、「全国で1番高い利用料」と言われる保護者負担を徴収しても、全く待遇改善はできていない。

本市の学童クラブは「民設民営」でありほとんどが保護者による運営委員会方式を取っているため、指導員の契約上の雇用主は保護者となる。そもそも素人の集まりである保護者の運営委員会には経営の観点やコンプライアンスはない。このままでは、時間外勤務の多さ・勤務体制・雇用形態・賃金など労働基準法違反などで保護者が訴えられるリスクがある。

したがって、指導員の生活を守り、保護者の訴訟リスクをなくすためにも、本市が現在行っている学童クラブへの補助の方法をゼロから見直して、横浜市が行っているように人件費を積み上げる形で補助する方式に変更すべきではないか。

- (2) 保護者の訴訟リスクをなくし、帳簿作成などの補助をできる体制を作るべきではないか

労働基準法違反の恐れがある現状を是正し指導員に社会保険を加入させられるようにするなど保護者の訴訟リスクを避けると共に、運営委員会の保護者に極めて大きな労苦を強いている「会計帳簿の作成」などの手間をなくすためにも、学童クラブには社会保険労務士や税理士など専門家の存在が不可欠だと私は考える。

こうした実務を担当し支援する専門家を、市の「公的責任」として学童クラブへ配置すべきではないか。

1 学童クラブに1人の配置が財政的に難しいのであれば、近隣地域の複数の学童クラブをブロック化して、最終的に全学童

クラブをカバーできる体制をつくるべきではないか。

- (3) 今後さらに小学校の教室に学童クラブを移設していく上で、学校側と学童クラブ側の相互理解を進めていくべきではないか。

ア 市長も既にご存知のはずだが、小学校の教室を利用しているある学童クラブの関係者に対して、当該学校の教職員が「学童保育なんて無ければ良いのに」との趣旨の発言をした。

教職員からこのような発言が出た背景を、市長と教育長はどのように考えているのか。

イ 他校とは異なり、すでに学童クラブが実際に小学校内にあって生の姿を毎日見ている教職員がこのような発言をしたという事態は深刻である。施政方針で市長は「実施計画期間内に小学校の教室を利用する学童クラブを 25 クラブとする」と述べたが、単に小学校内に「物理的」に移すだけでは駄目なのだ。

学校と学童クラブが相互に理解を深める必要がある。全国学童保育連絡協議会が実施した調査によれば、児童が小学校にいる時間は年間約 1,221 時間に対し、児童が学童保育にいる時間は年間約 1,681 時間に及ぶ。「子どもたちの放課後の生活を保障するために極めて重要な存在である学童保育」について教職員の皆さまにもきちんと理解していただくように、市長・教育長は具体的な取り組みを行っていくべきではないか。

- (4) 開発に伴う学童保育ニーズの急激な増加への対策が必要ではないか

ア マンションを初めとする中規模以上の開発の際は、必ずその地域において乳幼児・児童生徒数の増加が見込まれる。例えば、中央地区に大規模なマンションが完成すれば、確実に保育および学童保育の量的な不足が起こる。こうした事態に備えて、開発に当たる企業や事業者に対して「建物内への保育所・学童保育の設置を努力義務として課す」、もしくは「本市の教育・保育に対する指定寄付を努力義務として課す」など、実効性ある具体的な協力を求めるべきではないか。

イ 開発の結果、学童保育の急激な量的不足が実際に起こっている具体例が、浦郷小学校の隣地の大規模なマンション建設

である。これによって、浦郷学童クラブは来年度新たな希望者がすでに27名もある。

現在の浦郷学童クラブの施設規模では受け入れは不可能だが、本市には児童の放課後の生活を守る公的責任がある以上、対応しなければならない。

「浦郷学童クラブは保護者によって運営されているのだから、運営委員会によって抽選や所得状況などで選別するなど学童クラブ自身で判断すべき」といった対応では、市の公的責任を放棄している。

私は、市が責任を持って、浦郷小学校の第二校庭にプレハブを建て、全ての希望者の受け入れに対応すべきだと考える。

市長・教育長はこの学童保育希望者数の急増に対して、どのように対応するのか。

3 「アルコール健康障害対策基本法」の施行を受けた本市のさらなる取り組みの必要性について

不適切な飲酒が引き起こす問題は多い。未成年や妊婦の飲酒による健康問題、一気飲みによる急性アルコール中毒の被害、アルコール依存症、高血圧や糖尿病やがんなど生活習慣病の原因にもなること、うつや自殺にもつながるリスクが極めて大きいなどの「健康上の問題」を初め、アルコールハラスメント、飲酒運転、暴力行為、駅ホームからの転落などの「社会的な問題」など非常に多岐にわたる。

こうした様々な問題への対策を取るため、「アルコール健康障害対策基本法（以下、本法）」が議員立法で成立し、今年6月に施行された。本法では自治体の責務も新たに定められた。

(1) 「本市健康増進計画」を改定すべきではないか

「横須賀市健康増進計画（第3次）」を本法の基本理念に照らして、アルコール健康障害対策に関する記述をさらに充実させるべきではないか。

(2) 本法の理念を全庁的な取り組みで実現すべきではないか

アルコール関連問題は単に健康障害に留まらないため、健康増進を担当する部局以外も、法の理念に基づいた取り組みを業

務に組み込むことができないか、全庁的に検討すべきではないか。

(3) 民間団体への支援をより一層充実させていくべきではないか

アルコール関連問題に対する取り組みがさらに求められているにもかかわらず、本市で依存症からの回復のために先駆的な取り組みを進めてきてくれた「GAYA（我舎）横須賀」（NPOが運営する作業所）では市からの補助金では運営が成り立たず、来年度は「家族相談」を廃止せざるを得ない状況に追い込まれている。

「家族相談」は依存症の本人への対応や医療へのつなげ方を初め、誰にも打ち明けることができない悩みなどを電話・メール・対面での相談を受けてきた大切な取り組みである。これを廃止せざるを得ないとすれば、本法第18条から22条に逆行する事態であり、大きな問題だ。こうした民間団体への支援をより一層充実させていくことこそが、本市の責務ではないか。

4 危険ドラッグを初めとするあらゆる薬物に対する本市の早急な対策の必要性について

危険ドラッグを初めとする脱法ハーブなどあらゆる薬物が急速に蔓延し、危機的な状況にある。総務省消防庁が発表した、過去5年半、危険ドラッグが原因とみられる救急搬送数によると、神奈川県は全国ワースト3位の多さであり、本市では21名だった。市役所のそばのビルでも危険ドラッグとみられる薬物の売買がなされていることは関係者の多くが知るところであり、さらに11月には危険ドラッグに関わる殺人事件も市内で発生した。すでに極めて深刻な危機が目の前にある。

それにもかかわらず、本市では保健所でのポスター掲示やDVD貸出などの啓発活動がメインに過ぎず、市役所以外では関係機関による連携会議があるが、情報交換とやはり啓発活動がメインでしかない。

具体的な事例に困る切迫した周辺住民からの相談先も、使用してしまった本人や家族からの専門相談先がない。今すぐに具体的な対応を本市も取るべきだ。

- (1) 危険ドラッグを初めとする薬物に関する「包括的な相談先」を、本市は設置すべきではないか。
- (2) 神奈川県による危険ドラッグに関する条例制定の動向を注視しつつ、本市独自のさらなる取り組みができないか、関係機関（例えば「G A Y A横須賀」など）と協力して、検討していくべきではないか。

5 米海軍横須賀基地と市民との交流が様々な形で行われている本市において、エボラ出血熱を初めとする感染症発生時の米軍との情報公開体制の確立について

11月6日に開催された「横須賀市保健医療対策協議会」において、米海軍横須賀基地内で米軍人がエボラ出血熱等に感染した場合、もしくは擬似症状が見られる場合、その対応は「国外の扱い」となると保健所長は説明したが、それ以上の詳しい説明はなかった。

- (1) 地理的にはひとつながりの横須賀基地と本市だが、国内での扱いとは異なる対応とは、具体的にどのような対応がなされるのか。
- (2) そもそも米海軍横須賀基地の中には、日本の「特定感染症指定医療機関」もしくは「第一種感染症指定医療機関」と同様の病院施設はあるのか。
- (3) 米海軍横須賀基地で働く日本人従業員をはじめ、キニックハイスクールと市立横須賀総合高校との交流や、来年3月には新たに基地内のメリーランド州立大学ユニバーシティ・カレッジ・アジア校による英語学習プログラムの市民への提供が始まるなど、日常的に多くの市民が基地内に滞在している。
連絡体制が確立されていなければ、市民への二次感染を防ぐことができなくなってしまう。もしも基地内で感染もしくは擬似症状が発生した場合、米軍から本市に速やかに情報提供はなされるのか。
- (4) 「横須賀市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）」では、在日米軍との情報交換についての記述は数行しかない。
具体的な対応の方法や流れや連絡体制など、米軍と本市との

間でガイドラインやマニュアルなどは整備しているのか。

6 新型インフルエンザ等感染症に対する危機管理体制の早期確立の必要性について

デング熱の国内発症やエボラ出血熱が大きな話題となったが、もっと身近で基本的な感染症への対策こそより重要で不可欠だと私は考えている。

特に新型インフルエンザは数年おきに必ず発生し得ることから、日常的な情報収集と計画的な取り組みによる危機管理体制の整備こそが市民の健康被害を最小限に食いとめる上で重要だと考えている。

本市も今年5月に「新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）」を策定した。この危機管理体制は本市や本市保健所だけで構築できるものではなく、身近な診療所・病院の取り組みも極めて重要で不可欠である。

そのため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、全ての医療機関に「診療継続計画（以下BCP）」の作成が求められている。

しかし、医療関係者の方々から、残念ながらBCPの作成は現状では進んでいない、とのご指摘を受けた。

- (1) 本市は、市内の診療所および病院のBCP作成状況を把握しているか。把握しているのであれば、具体的な数値を示していただきたい。
- (2) 作成状況が進んでいないのであれば、医師会の協力も得ながら、市としても作成支援の取り組みを進めるべきではないか。